



## コラボヘルス推進のお知らせ

「健康寿命の延伸」を実現するため、事業主と健保組合との連携（コラボヘルス）をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業を実施に向け、健診結果等の情報を事業主と健保組合で共有・活用することとなりますので、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

**事業目的および内容**

生活習慣病の予防を目的に、下記①～④の事業を実施します。

**①健診結果の共有による事後フォロー**

[共同利用するデータ] 生活習慣病関連項目

⇒ 事業主が実施する法定健診の生活習慣病関連項目情報を共有し、該当者の事後フォロー等に活用します。

**②リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨**

[共同利用するデータ] 生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報（例：血圧が高く、リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等）※病歴等の情報は含まれません

⇒ 治療が必要と判断される「リスク保有者」に対して、健保組合及び事業主より受診勧奨を実施します。

**③特定健診未受診者への受診勧奨、特定保健指導未終了者への利用勧奨**

[共同利用するデータ] 特定健診の未受診情報、特定保健指導の未終了情報

⇒ 特定健診の未受診者、特定保健指導の未終了者に対して、健保組合及び事業主より受診勧奨（利用勧奨）を実施します。

**④健康保険組合と事業主と共同で実施する健康経営推進のための活動**

[共同利用するデータ] 健康診査の結果やレセプト情報等に基づき突合分析した集計データ

**共同利用する者の範囲**

事業所／健康管理部門担当者（加入会社により異なります）

（責任者）健康管理部門長（加入会社により異なります）

健保組合／保健事業担当者

（責任者）常務理事 TEL：092-726-1605



本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報（病歴・治療内容等）は含まれません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。

なお、本事業でのデータ共有について同意されない場合は、事業主もしくは健保組合にお申し出ください。

**(参考) 個人情報の保護に関する法律**

(第三者提供の制限) 第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。